

1. 基本情報（令和5年4月1日現在）

| | | | |
|----|----------|-----|--------|
| 人口 | 344,283人 | 保護率 | 1.169% |
|----|----------|-----|--------|

2. 支援状況（令和3年度）

| | | | | | |
|-----------------------|----------------------|------|-------|------|-----|
| 新規相談受付件数 | 1,618件／年 | | | | |
| プラン作成件数 | 220件／年 | | | | |
| 就労支援対象者数 | 198人／年 | | | | |
| 就労・増収率（%） | 54.6%（厚労省統計システムより算出） | | | | |
| 任意事業等の実施状況（令和5年度（予定）） | | | | | |
| 支援会議 | 就労準備 | 家計改善 | シェルター | 地域居住 | 子ども |
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

3. 会議の概要等（令和5年度）

| | |
|-------------|---|
| 構成員 | <ul style="list-style-type: none"> 課等の職員 市の委託を受けた法人その他の団体において生活困窮者の支援業務に従事する者 生活困窮者に対する支援に関係する団体及び当該支援に関係する職務に従事する者のうち市長が適当と認める者 |
| 会議の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 複数の課題を抱える世帯の支援状況を共有し、今後の支援について検討するために開催 （取り上げる事例の例）世帯それぞれに課題などがあるケース |
| 開催方法等 | 不定期開催、大津市役所本庁で開催している |
| その他特記事項（工夫） | 会議の開催目的を整理し、関係課への呼びかけを行っている。支援会議を実施することで、どのような効果をイメージしているかを相談員と話し合いながら整理していくことを意識している。 |

4. 会議設置までのプロセス

設置前

- ・本市独自に大津市生活困窮者自立支援庁内連携会議を作り、生活困窮者を支援するために、個別ケースの支援に向けて情報共有する庁内アセスメント会議を開いていた。
- ・根拠法がないため、関係各課の担当が変わると会議の意義や説明が必要
- ・本人同意に基づいて情報共有をしていたため、同意のないケースの共有ができない

令和2年1月
【8ヶ月前】

関係部局へ聞き取り調査
庁内アセスメント会議の構成員となってもらう関係部署や自立相談支援機関（市社協）に、庁内アセスメント会議についての意見などを求めて聞き取り調査を実施

設置に向けて

令和2年8月
関係部署への説明
【1ヶ月前】

関係各課が集まり大津市生活困窮者自立支援庁内連携会議を実施。

- ・支援会議の構成員となってもらうため会議の趣旨等について説明
- ・これまでの大津市生活困窮者自立支援庁内連携会議の庁内アセスメント会議との違いを説明

設置要綱の策定
【1ヶ月前】

設置要綱の策定

- ・国の示すガイドラインのひな形をもとに、支援会議の設置要綱を福祉政策課で作成

令和2年9月 事業開始

会議開催

- ・本人同意に基づかないケースの共有を実施し、関係者間の情報共有の場につながった。
 - ・庁内関係各課に加えて、病院や介護事業所等も生活困窮者の支援に加わった。
- <課題>
- ・生活困窮者の滞納状況を確認するために、税情報は必須であるが、現行法では納税者等の情報まで本人の同意なく共有することは想定されていない